

藤沢市スポーツ推進計画について
藤沢市スポーツ推進計画を次のとおり定める。

2015年（平成27年）2月4日提出

藤沢市教育委員会
教育長 吉田 早苗

藤沢市スポーツ推進計画

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、スポーツ基本法第10条の規定により本市のスポーツ推進計画を定める必要による。

参 考

スポーツ基本法 抜粋

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計

画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認められたとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

- (1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。